

平成十九年十月十八日提出  
質問第一三三四号

## 肝炎患者四一八件の症例リストにおける政府の責任に関する質問主意書

提出者  
山井和則

## 肝炎患者四一八件の症例リストにおける政府の責任に関する質問主意書

厚生労働省は二〇〇二年八月九日、「命令書（厚生労働省発医薬第〇七二六〇〇二号）に対するご報告」として三菱ウエルファーマ社から肝炎患者のフィブリノゲン投与リスト「症例一覧表」等の報告を受けた。このたび、三菱ウエルファーマ社が四一八件の肝炎患者（以下、患者）の症例リストを持っているのみならず、その住所、氏名も把握していたことが明らかになった。にもかかわらず、本人への告知と病状の現状は把握されていない。人命にもかかわる非常にゆゆしき問題である。「国民生活の保障及び向上を図り」「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品の品質、有効性及び安全性の確保に関すること」を所掌する厚生労働省および政府の責任について、以下、質問する。

一 厚生労働省から十月十七日にいただいた回答文書（以下、回答文書）「一について」では、「当時の問題意識としては」「肝炎対策の一環として」「対応が望ましい」としているが、当時、具体的にどういったことを行ったのか。「症例一覧表」の患者の方々に対しては、個別には何もしていないということか。

二 回答文書「二について」では、「企業が一部の姓名を把握していることを、平成十四年の報告書作成時点には国は知っていたものと考えられる」とのことだが、舛添厚生労働大臣は十月十六日の参議院予算委

員会において「個々の四一八名というのが、どなたであるか確定できませんから、従って一般的な肝炎対策について指示をしたと。それ以上のことはやっていません」と答弁している。回答文書「二について」と同日の舛添大臣の答弁の違いについてお答えいただきたい。

三 厚生労働省から十月十二日にいただいた回答文書「二について」で「患者は、自分が感染したことは知っているものと思われる」としているが、その理由として回答文書「三について」では「患者は、自分が感染していることを、医師から伝えられているだろうと推定したのみ」としている。ということは、感染を知らない患者も多い可能性があるのか。

四 回答文書「四について」では、「患者が、フィブリノゲン製剤等の使用があったことを医師から伝えられているかどうかについては把握していない」とのことだが、把握すべきではないか。

五 回答文書「五・七について」では、「患者が感染している事実及びフィブリノゲン製剤等の投与の事実を知ることが望ましいのではないかと考える」とのことだが、積極的に知らせる義務を有していると考えないか。

六 回答文書「六について」では、「患者に対して、フィブリノゲン製剤等の投与の事実と感染の可能性を

伝えるよう企業に求めることについて検討」するとのことだが、当時なぜ行わなかったのか。

七 六の「検討したい」との方針は、肝炎患者の四一八例「症例一覧表」にある方々の個人の特定を進めるということか。

八 肝炎患者の四一八例「症例一覧表」等の報告を受けた二〇〇二年七月九月当時の厚生労働省は肝炎対策においていかなる対応を行ったのか。

九 舛添厚生労働大臣は十六日の参議院予算委員会で、肝炎患者の四一八例「症例一覧表」について「個人情報の特定ができるかどうか」「企業が情報を持っているかどうか」「企業に対して出さないという命令が法的にできるのかどうなのか」といった問題があり、「個人の症例が、だれがどういう症例であるか」という特定はしていない」と答弁している。

法的に右のようなことはできると考えているのか否か。

右質問する。